

平成20年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(文部科学省関係)

平成19年7月12日

全国知事会

目 次

《政策要望》

教育施策の推進について

- 1 教育改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し・・・・・・・・ 2
- 3 国民体育大会の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 国立大学法人運営費交付金について・・・・・・・・・・・・ 4

教育施策の推進について

1 教育改革の推進

地方公共団体が、自主的・自律的に地域に根ざした特色ある教育行政を実現することができるよう、国においては、その趣旨を踏まえた教育改革について国民の理解を深めるなど、環境の整備を一層推進すること。

また、地方分権の趣旨を踏まえて地方の自主性の向上が図られ地域における教育が更に充実したものになるよう、地方公共団体の円滑な行財政運営に十分配慮した適切な施策の展開を図ること
さらに、中核市等への県費負担教職員の人事権移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。

いじめ問題については、その抜本的な解決に向けて国民的に議論するとともに、地方・学校現場における取組み充実のため、必要な措置又は支援策を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 教育改革の趣旨や内容について、国民に対する説明を十分に行うなど、普及活動の徹底を図ること。
- (2) 地方の自主性の向上を図り、私立学校振興をも含め、諸施策をより一層効果的に展開できるよう、地方公共団体の行財政運営に十分配慮すること。
- (3) 地方の意見を反映した次期教職員定数改善計画を早期に策定、実施すること。
- (4) 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育制度の実施に当たっては、地方の実情に応じた学習の場の設置・運営の在り方やそれに伴う人的配置、あるいは教員の専門性の向上や医療・福祉等の専門家の積極的な活用など、地方において柔軟な教育が可能となるよう必要な措置を講じること。
また、特別支援教育の充実に向け、特別支援学校及び幼稚園、小・中・高等学校に、特別支援教育コーディネーターとして専門的な担当教員を配置できるよう、義務教育標準法上に位置付けるなど必要な措置を講じること。
- (5) 国は、中核市等への教職員人事権の移譲を検討するに当たっては、地方の意見を十分踏まえること。
- (6) いじめ問題の抜本的な解決に向けて国民的に議論するとともに、地方・学校現場における取組充実のためのスクールカウンセラーの充実など教育相談体制の強化や、他人を思いやる心を育てるための道徳教育や人権教育の推進等、必要な措置又は支援策を講じること。

2 政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し
政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期
に実施することとし、そのスケジュールを早期に提示すること。
その際、道府県が広域的調整を図る仕組みを構築すること。

【具体的な要望事項】

教育における地方分権を進め、政令指定都市が自主的・主体的な教育行政を展開することができるよう、中核市等への人事権の移譲の検討に先立ち、まずは政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直しについて早期に実施すること。

また、道府県から政令指定都市に円滑に事務等が移管されるよう、制度見直しのスケジュールを早期に示すこと。

その際、人材や教育水準等の確保の観点から、道府県が政令指定都市とその他の市町村との広域的調整を図る仕組みを構築すること。

3 国民体育大会の在り方

国及び財団法人日本体育協会は、開催都道府県の意見を十分反映して国民体育大会の活性化・効率化に向けて継続的に改革を推進するとともに、開催にかかわる経費を応分に負担すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 国民体育大会の改革を推進するに当たっては、開催都道府県の意見を十分反映できるよう努めること。
- (2) 国及び財団法人日本体育協会はスポーツ振興法の理念に基づき、国体開催経費の応分負担をすること。

4 国立大学法人運営費交付金について

国立大学が安定的な運営の下で、高等教育への進学機会の保証や中核的な人材の育成、行政・民間企業等との連携による貢献など地域における「知の拠点」としての重要な機能、役割を持続的に果たせるよう、必要な運営費交付金を措置すること。

【具体的な要望事項】

国立大学法人運営費交付金の配分方法の見直しに当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入することなく、各国立大学が地域において果たしている「知の拠点」としての機能や役割の重要性を十分考慮の上、必要な運営費交付金を措置すること。